

平成29年度第2回野田市老人福祉計画及び
介護保険事業計画推進等委員会次第

日 時 平成29年 8月23日(水)
午後1時30分から
場 所 野田市役所 8階大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 市長あいさつ

4 議 題

(1) 副会長の選出について

(2) 第7期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定について（諮問）

① 介護保険法の改正について

② 第7期介護保険事業計画に関する基本指針について

③ 地域包括ケア「見える化」システムについて

④ 各種調査について

(3) 指定介護予防支援業務の委託について

(4) 地域密着型サービス等（看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型通所介護）事業所の指定について（非公開）

(5) 地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定更新について（非公開）

(6) 地域密着型サービス等（認知症対応型共同生活介護）事業所の指定廃止及び運営に関する変更について（報告）

(7) その他

5 閉 会

介護保険法の改正について

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）は平成29年5月26日に成立し、6月2日に公布されました。主な改正内容は以下のとおりです。

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みが制度化されます。

①国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載

②都道府県による市町村に対する支援事業の創設

③財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- ・地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

(2) 医療・介護の連携の推進等

①「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設。

名 称	介護医療院
機 能	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」の一体的な提供
開設主体	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等

※現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長されます。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できます。

②医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定が整備されます。

(3) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

①市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化

②高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付けられます。

(その他)

- ・有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設・前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする）

2 介護保険制度の持続可能性の確保

(1) 2割負担者のうち、特に所得の高い層^{*}の負担割合を3割とする。ただし、月額44,400円の負担の上限あり。(平成30年8月施行)

年金収入等	利用者負担割合
340万円以上 ※	2割→3割
280万円以上	2割
280万円未満	1割

(2) 介護納付金への総報酬割の導入（平成29年8月分の介護納付金から適用）

各医療保険者が納付する介護給付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間^{*}では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）となります。

※全国健康保険協会（船員保険を含む。）、健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団、国民健康保険組合（全国土木建築国民健康保険組合に限る。）

第7期介護保険事業計画に関する基本指針について

1 基本指針とは

介護保険法において、厚生労働大臣は、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を定めることとされています。

都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

2 第7期基本指針のポイント

(1) 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進

全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業計画への記載）、適切な指標による実績評価及びインセンティブの付与が法律により制度化されます。

(2) 平成30年度から同時スタートとなる都道府県医療計画との整合性の確保

平成30年度以降、都道府県が作成する医療計画と、市町村が作成する介護保険事業計画の作成・見直しのサイクルが一致することとなり（医療計画は6年計画で、中間の3年で中間見直しを行う。介護保険事業計画は3年計画）、両者が一体となって地域包括ケアシステムを構築していく必要があります。病床の機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築並びに在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、これらの計画の整合性を確保することが重要となります。

(3) 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進

介護を行う家族の負担を社会全体で支え合う仕組みを促進することと、近年増加傾向にある高齢者虐待に対応するため、特に認知症の人を介護している家族等に対する相談・支援体制の強化や、家族・養介護施設従事者等に対する高齢者虐待防止対策の取組が強化されます。

(4) 「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備

都道府県は、広域的な立場から、必要な介護人材の確保のため、2025年を見据えつつ、「介護離職ゼロ」の実現に向けた介護サービス基盤の整備に伴って、2020年代初頭までに必要となる人材の確保に向け、地域の関係者とともに、介護の仕事の魅力の向上、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減を柱とする総合的な取組を推進することが重要となります。なお、市町村については、人材の確保及び資質の向上に取り組んで行くことが重要となります。

(6) 「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進

地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備は、この地域包括ケアシステムの「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を障がい者や子ども等への支援にも広げたものです。これにより、高齢の親と無職独身の五十代の子どもが同居している世帯、育児と介護に同時に直面する世帯等、課題が複合化していて高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できるようにするものであることから、地域包括ケアシステムの強化につながるものと考えられます。

地域包括ケア「見える化」システムについて

1 地域包括ケア「見える化」システムとは

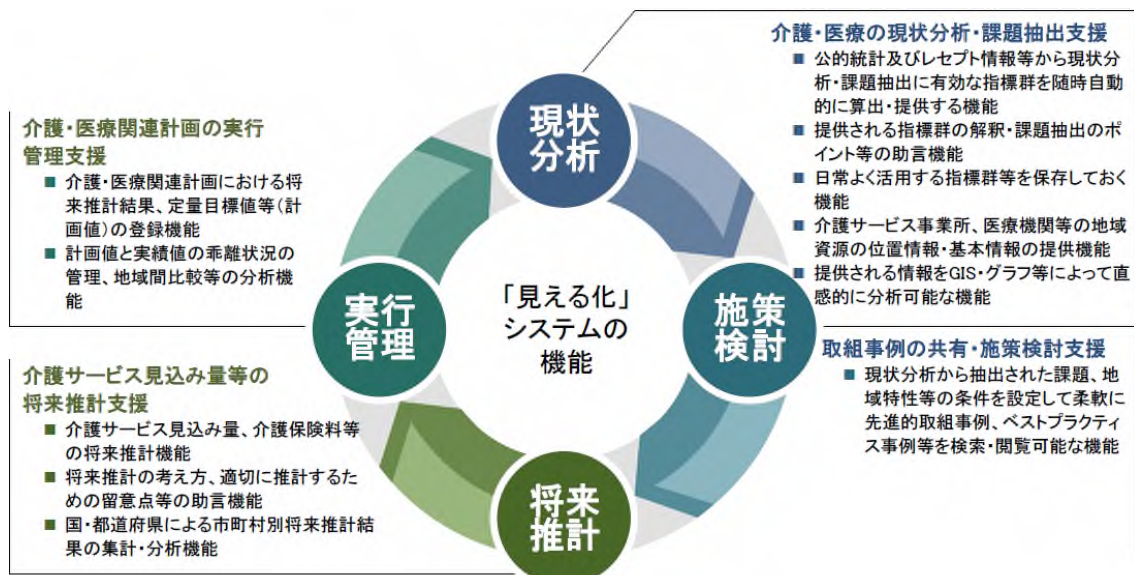
都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための厚生労働省が運営する情報システム。

介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されます。

2 地域包括ケア「見える化」システムの主な目的

- (1) 地域間比較等による現状分析から、自治体の課題抽出をより容易に実施可能となります。
- (2) 同様の課題を抱える自治体の取組事例等を参照することで、各自治体が自らに適した施策を検討しやすくなります。
- (3) 都道府県・市町村内の関係者全員が一元化された情報を閲覧可能となることで、関係者間の課題意識や互いの検討状況を共有することができ、自治体間・関係部署間の連携が容易になります。

【地域包括ケア「見える化」システムの概要】



野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定に向けた各種調査について

「第7期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（第7期シルバープラン）」策定に向けた各種調査について、次のとおり実施しております。

1 各種調査の種類

- (1) 国の調査^{注1)} {
 - ① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
 - ②-1 在宅介護実態調査

- (2) 野田市独自の調査（継続） . . . {
 - ②-2 特別養護老人ホーム入所希望者調査
 - ③ 施設サービス利用者調査
 - ④ 介護サービス事業所調査
 - ⑤ 介護サービス事業所職員調査

- (3) 野田市独自の調査（新規） . . . {
 - ① 新たな担い手による多様なサービスの需給の動向調査（①「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の中で実施。）
 - ④ 平成27年度介護報酬改定の影響調査（④「介護サービス事業所調査」の中で実施。）

注1) 必須項目（全自治体が行う標準的な設問で、①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の場合、結果を国の「見える化」システムに登録後、他自治体との比較を行う）とオプション項目（分析により必須項目の結果をより具体化するための設問）から構成される。

2 今後のスケジュール

日 程	事 務 作 業
～8月10日	調査票の印刷
8月10日	調査票の発送
8月18日	調査票のお礼状兼督促状を発送
8月25日	調査票の回収
8月下旬～9月上旬	調査内容の集計
9月下旬	報告書作成
10月12日	平成29年第3回推進等委員会で結果報告

3 調査区分

前回の調査区分			今回の調査区分		
調査の種類	対象	人数	調査の種類	対象	人数
①日常生活圏域ニーズ調査	自立 要支援	1,000人	①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	自立 要支援	1,000人程度
②一般高齢者調査	自立	1,000人			
③要支援・要介護認定者調査(施設入所サービス利用者を除く)	要支援 要介護	1,000人	②-1 在宅介護実態調査	要介護	1,000人程度
④特別養護老人ホーム入所希望者調査	特別養護老人ホーム全申込者	728人			
⑤施設サービス利用者調査	介護保険施設入所者	200人	③施設サービス利用者調査	介護保険施設入所者	300人程度
⑥介護サービス事業所調査	市内介護サービス事業所	全事業所	④介護サービス事業所調査	市内介護サービス事業所	全事業所180程度
⑦介護サービス事業所職員調査	介護サービス事業所職員	1,000人	⑤介護サービス事業所職員調査	介護サービス事業所職員	1,000人程度

※網掛けは、国の調査です。

※在宅介護実態調査と特別養護老人ホーム入所希望者調査のアンケート調査票は、1つの調査票として作成し、対象者はかぶらないよう抽出します。

4 各種調査の概要

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（国、野田市（継続、新規））

【対象者】自立、要支援者1、2の方

【目的】主に要介護状態になる前の高齢者の重度化リスク等を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的とする。

【概要】

（1）国の調査

必須項目（全自治体が行う標準的な設問で、結果を国の「見える化」システムに登録後、他自治体との比較を行う）及びオプション項目（分析により必須項目の結果をより具体化するための設問）から構成される。

（2）野田市独自の調査（継続）

主に国の必須項目を掘り下げた国のオプション項目と同じ役割の設問や市の独自施策への設問等を追加。

（3）野田市独自の調査（新規）

新たな担い手による多様なサービスの需給の動向調査（新規）について、東京理科大学の協力を得て設問を設定し、生活援助等に対してどの程度のお金（税金）を支払って良いかを質問します。（費用便益分析^{注2）}

注2）費用便益分析・・・政府や地方自治体等の政策の実施に対して、経済性の観点から評価する手法で、便益と費用との差が正の値（0より大きい値）であれば、政策を実施することは合理的であると判断されます。便益は、新たなサービスに対して住民が、どの程度のお金（税金）を支払って良いかという指標、いわゆる支払意思額で見積もられます。本アンケートでは、便益として、市民の支払意思額を測定し、費用として、新たなサービスを実現するための費用を見積り、費用便益分析を実施したいと考えています。

②-1 在宅介護実態調査（国、野田市（継続））

【対象者】要介護者1～5の在宅サービス利用者

【目的】「要介護者の在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」に有効な介護サービスのあり方を検討するための調査。

【概要】

（1）国の調査

必須項目（全自治体が行う標準的な設問）及びオプション項目（分析により必須項目の結果をより具体化するための設問）から構成される。

また、自然体推計^{注3）}の修正をするための材料となり、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と併せた検討を行うことで、効果的な分析を行うことができる。

注3）自然体推計・・・現状をもとに、これまでの人口構造の変化等により、単純に直近のサービスの利用料等を伸ばしていくもの。

(2) 野田市独自の調査（継続）

主に国の必須項目を掘り下げた国のオプション項目と同じ役割の設問、ケアマネジャーへの満足度及び介護保険制度全般に対する設問等を追加。

②-2 特別養護老人ホーム入所希望者調査（野田市（継続））

【対象者】特別養護老人ホーム入所希望者

【目的】主に特別養護老人ホームのニーズを把握するため実施。

【主な調査項目】主な介護者、入所の目的、申し込んでからの日数など。

※「②-1 在宅介護実態調査」と同一調査票で実施

③ 施設サービス利用者調査（野田市（継続））

【対象者】特養（小規模特養含む）、老健、介護療養型医療施設入所者

【目的】主に施設サービスのニーズ、満足度を把握するため実施。

【主な調査項目】入所までの経緯、施設での生活、今後の暮らし方など。

④ 介護サービス事業所調査

【対象者】市内介護サービス事業者（野田市（継続、新規））

【目的】主に市内の介護サービス事業所の運営状況等を把握するため実施。

【概要】

(1) 野田市独自の調査（継続）

事業所の概要、運営状況、職員体制、人材育成、地域とのつながり、今後の事業展開、デイサービスの定員、利用者数、要支援1、2の利用者など。

(2) 野田市独自の調査（新規）

「平成27年度の介護報酬改定の影響」については、既存の設問に新たな回答項目を追加することで調査します。

⑤ 介護サービス事業所職員調査（野田市（継続））

【対象者】市内介護サービス事業所職員

【目的】主に市内の介護サービス事業所職員の待遇等を把握するため実施。

【主な調査項目】現在の業務、職場環境、待遇、仕事に関する不安など。

指定介護予防支援業務の委託について

野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第15条第1項第1号の規定に基づき、指定介護予防支援業務の委託につきまして、野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会の議を経るものです。

【委託を行う指定介護予防支援業務の事業所】

事業者名	事業所名	所在地
医療法人社団 東光会	北総白井訪問看護ステーション 居宅介護支援部	白井市
医療法人社団 寿光会	ルポゼ東松戸居宅介護支援事業所	松戸市
社会福祉法人 志豊会	居宅介護支援事業所 松葉園	野田市
株式会社 シンフォニーユニバース	おひさま	埼玉県 春日部市
医療法人社団 愛友会	居宅介護支援事業所ハートケア流山	流山市
SOMPO ケアメッセージ 株式会社	メッセージケアプランセンター柏	柏市

地域密着型サービス等（認知症対応型共同生活介護）事業所の指定廃止 及び運営に関する変更について（報告）

野田市指定の地域密着型サービス事業者より、指定廃止及び運営に関する変更の申請がありましたので、野田市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則第3条の規定に基づき、以下のとおり地域密着型サービス事業者の指定廃止及び運営に関する変更をすることとしましたので、報告するものです。

1 指定廃止申請事業者等

1 事業所の名称	グループホーム すずらん
2 サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
3 事業所所在地	野田市中里1564番地の2
4 運営事業者	関東介護サービス 株式会社
5 代表者氏名	代表取締役 平岡 将征
6 廃止年月日	平成29年8月31日

2 運営に関する変更の申請事業者等

1 事業所の名称	麗翠堂グループホーム
2 サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
3 事業所所在地	野田市瀬戸965番地の1
4 運営事業者	有限会社 ワイオハ
5 代表者氏名	代表取締役 山下 勝信
6 変更の内容	1ユニット増設し、1ユニットから2ユニットに、 定員は9名から18名に変更
7 変更年月日	平成29年9月1日

第4号様式（第3条）

野田市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所指定廃止（休止、再開）届出書

平成29年 7月 18日

（宛先）野田市長 様

所在地 野田市中里1564番地の2
 申請者 関東介護サービス株式会社
 名称及び代表者氏名 代表取締役 平岡 将征

次のとおり事業の廃止（~~休止、再開~~）をしたので届け出ます。

	介護保険事業者番号	1271300277
廃止（休止、再開）する事業所	名称	グループホームすずらん
	所在地	野田市中里1564番地の2
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 及び介護予防認知症対応型共同生活介護	
廃止（休止、再開）の別	<input checked="" type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止 <input type="radio"/> 再開	
廃止（休止、再開）した年月日	平成29年 8月 31日	
廃止又は休止した理由	ここ数年、赤字が続き経営が難しくなり 地域の介護を支えるため 止むを得ず 上場企業のカモ借りて、経営再建をするため	
現にサービス又は支援を受けていた者に対する措置 （廃止又は休止した場合のみ）	株式会社ソラストに譲渡し 同一事業・定員で継続	
休止予定期間	年 月 日 から 年 月 日まで	

備考 事業の再開に係る届出にあつては、施行規則に定める当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。



第3号様式（第3条）

野田市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所指定変更届出書

平成29年 7月 14日

野田市長 様

所在地 千葉県野田市宮崎 123-16
 申請者 名称及び代表者氏名
 有限会社 ワイオハ
 代表取締役 山下 勝信

次のとおり指定を受けた内容を変更したので届け出ます。

		介護保険事業者番号	1291300182
指定内容を変更した事業所（施設）		名称	麗翠堂グループホーム
		所在地	野田市瀬戸 965-1・965-4
サービスの種類		認知症対応型共同生活介護	
変更があった事項		変更の内容	
1	事業所又は施設の名称	(変更前) ⑦野田市瀬戸 965-1 木造平屋のみ ⑧管理者 大井 直也 ⑨1ユニット 9名 ⑩運営規程	
2	事業所又は施設の所在地		
3	申請者の名称		
4	主たる事務所の所在地		
5	代表者の氏名、住所及び職名		
6	定款、寄附行為等及びその登録事項証明書等（当該事業に関するものに限る。）		
⑦	事業所又は施設の建物の構造、専用区画等	(変更後) ⑦野田市瀬戸 965-1 木造平屋 野田市瀬戸 965-4 木造2階建追加 ⑧管理者 大井 直也・富山 桂子 ⑨2ユニット 18名 ⑩運営規程 添付	
⑧	事業所又は施設の管理者の氏名及び住所		
⑨	利用者の定員		
⑩	運営規程		
11	協力医療機関（病院）又は協力歯科医療機関		
12	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携及び支援体制		
13	地域密着型介護サービス費の請求に関する事項		
14	役員の氏名及び住所		
15	本体施設、本体施設との移動経路等		
16	併設施設の状況等		
17	介護支援専門員（計画作成担当者）の氏名及びその登録番号		
18	その他事項		
変更年月日		平成29年 9月 1日	

備考

- 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

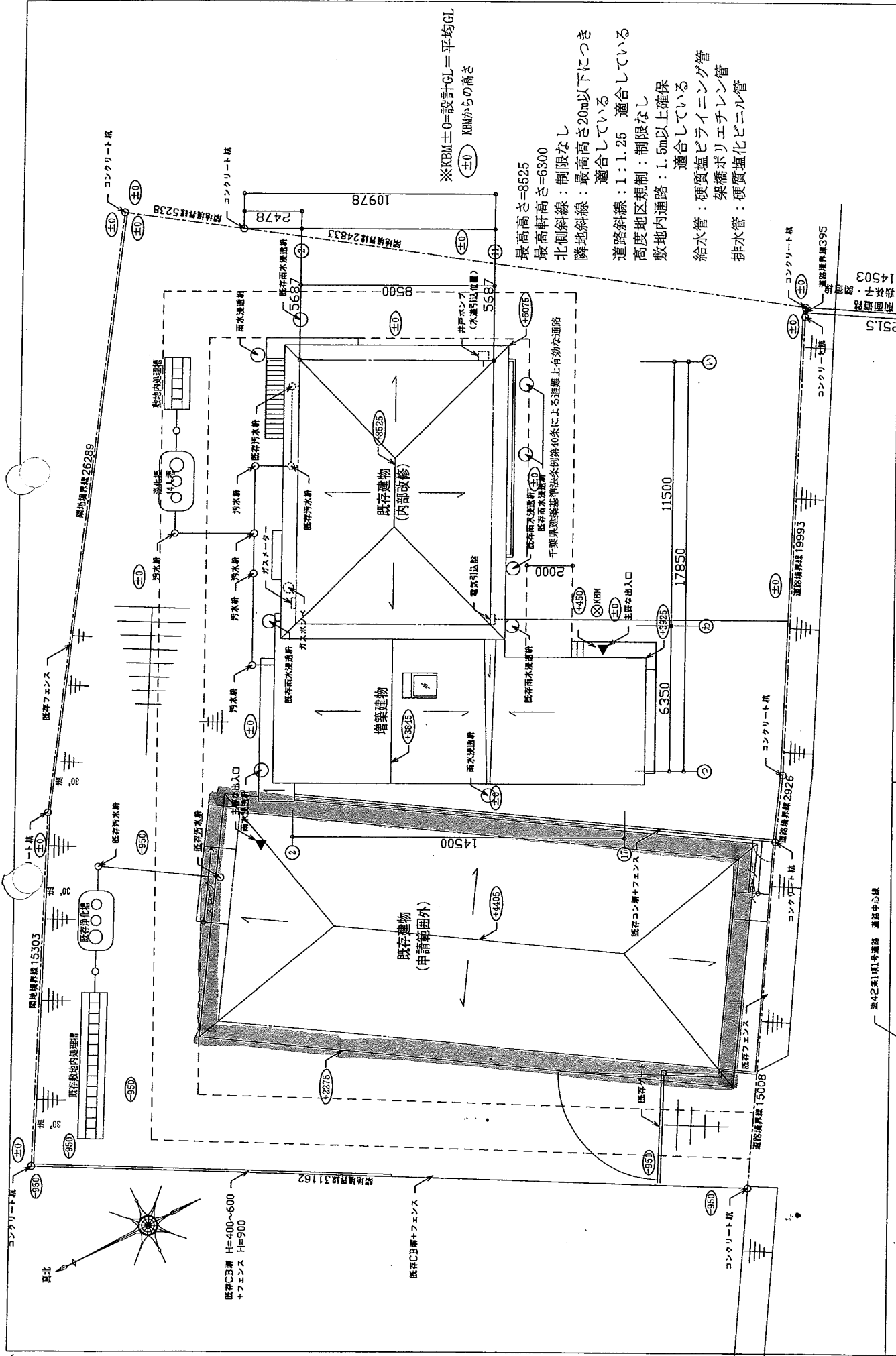


付表4 認知症対応型共同生活介護事業所及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の指定に係る記載事項

事業所	ふりがな	れいすいどうぐるーぷほーむ				
		麗翠堂グループホーム				
	所在地	(郵便番号 278-0012) 千葉県野田市瀬戸 965-1				
	連絡先	電話番号	04-7138-1718	FAX 番号	04-7138-1716	
当該事業の実施について定めてある定款又は寄附行為等の条文			第 2 条第 1 項第 5 号			
管理者	ふりがな	とみやま けいこ		住所	(郵便番号 [REDACTED])	
	氏名	富山 桂子			[REDACTED]	
	生年月日	[REDACTED]			[REDACTED]	
	当該事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)				介護職員	
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務 (兼務の場合のみ記入)		名称		事業所番号	
		兼務する職種及び勤務時間等		----- / -----		
共同生活住居数	9 戸		①	②		
利用者数 (推定数を記入)	9 人		9 人	人		
従業者の職種及び員数			介護従業者		計画作成担当者	
			専従	兼務	専従	兼務
常勤 (人)			4	1		
非常勤 (人)			3		1	
常勤換算後の人数 (人)			5			
※基準上の必要人数 (人)						
※適合の可否						
主な揭示事項	居室数		9 室 (うち個室 9 室)	室 (うち個室 室)		
	利用定員		9 人		人	
	利用料	法定代理受領分 (一割負担分)	介護報酬指示の額			
		法定代理受領分以外	//			
	その他の費用		運営規定あり			
協療力機関	名称	新村医院		主な診療科名	内科	
	名称	野田中央病院		主な診療科名	内科	
耐火構造物、準耐火構造物等の別			その他建築物			
運営推進会議の有無			有り			
添付書類			別添のとおり			

備考

- 「基準上の必要人数」「適合の可否」欄は、記入しないでください。
- 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
- 「協力歯科医療機関」がある場合は、「協力医療機関」欄に併せて記載してください。
- 当該指定地域密着型サービス以外のサービスを実施する場合には、当該指定地域密着型サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。



※KBM±0=設計GL=平均GL
 (±0) KBMからの高さ

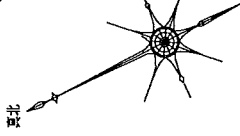
最高高さ=8525
 最高軒高=6300
 北側斜線：制限なし
 隣地斜線：最高高さ20m以下につき適合している
 道路斜線：1:1.25 適合している
 高度地区規制：制限なし
 敷地内通路：1.5m以上確保適合している
 給水管：硬質塩ビライニング管
 架橋ポリエチレン管
 排水管：硬質塩化ビニル管

河原素建築研究所
 YUTAKA KAWAHARA DESIGN STUDIO

設計番号 2016-09
 作成日 2016.09.05
 級建築士 担当
 № 267431 河原素

図面番号
 配置図 第 1/150
 A-08

法42条1項号道路 道路中心線



既存CB断 H=400~600
 +ファエンス H=900

既存建物 (申請範囲外)

増築建物

既存建物 (内部改修)

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

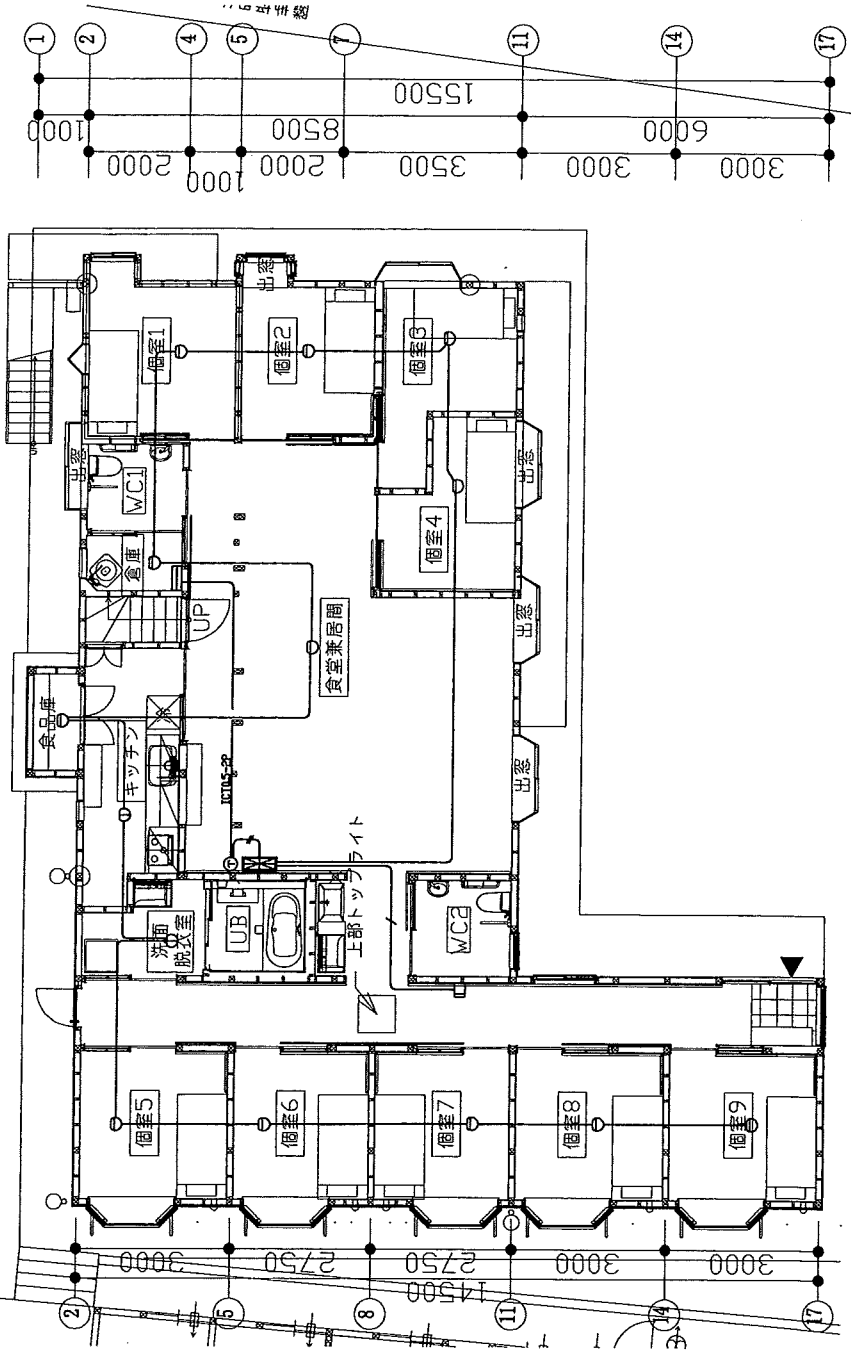
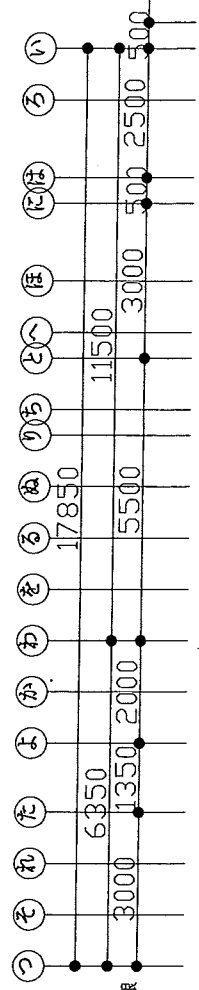
既設排水溝

既設排水溝

既設排水溝

記号	名称	記事
①	防災監視盤	P型1級感信機 20回線
②	防災通報専用電話機	火災通報装置
③	機器受信箱	煙込型線々
④	発信機	P型1級
⑤	表示灯	LED 24V
⑥	非常ベル	DC24V 10mA
⑦	差動式スポット型感知器	2種
⑧	定温式スポット型感知器	1種 75℃ 防水々
⑨	AEO. 9-4C	
⑩	AEO. 9-2C	
⑪	HPO. 9-3P	

← 増築建物 (内部改修) →



河原泰建築研究室 YUTAKA KAWAHARA DESIGN STUDIO		設計番号 2016-09 一級建築士 No. 267431 預章 審	作成日 2016.09.05	工事名称 建築事務所ホーム増改修工事 図面名称 1階自動火災報知設備 縮尺 1/100	図面番号 E-06
---	--	---	----------------	---	-----------